【５．用途別床面積】

	（用途の区分）	（具体的な用途の名称）	（申請部分）	（申請以外の部分）	（合計）
【イ.】	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ロ.】	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ハ.】	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ニ.】	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ホ.】	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

【６．その他必要な事項】

【７．備考】

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

①申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

②申請者が２以上のときは、１欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

③２欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

④設計者が２以上のときは、２欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

⑤※印のある欄は記入しないでください。

３．第二面関係

①住居表示が定まっているときは、２欄に記入してください。

②３欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち２以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

③４欄は、建築物の敷地が存する３欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が２以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

④５欄は、建築物の敷地が２メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑤６欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第６号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥６欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑦６欄の「ホ」⑴は、「イ」⑴の合計とし、「ホ」⑵は、「イ」⑵の合計とします。

⑧建築物の敷地が、建築基準法第52条第７項若しくは第９項に該当する場合又は同条第８項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、６欄の「ヘ」に、同条第７項若しくは第９項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第８項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨建築物の敷地について、建築基準法第57条の２第４項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、６欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑩建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第５項若しくは第６項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第５項又は第６項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪７欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。

⑫８欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑭共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮10欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

⑯10欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑰10欄の「ヘ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の５分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の５分の１の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ト」の敷地面積は、６欄「ホ」⑵によることとします。

⑱６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに10欄の「ト」は、百分率を用いてください。

⑲ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

４．第三面関係

①この書類は、建築物ごとに作成してください。

②この書類に記載する事項のうち、５欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

③１欄は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

④２欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤５欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、６欄又は別紙に記載して添えてください。

⑦建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、７欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。